

P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン 新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分。[] は注記。）

改正後	改正前
<p>ステップ4. 民間事業者の募集、評価・選定、公表</p> <p>4-1 民間事業者の募集、評価・選定</p> <p>（基本的な考え方）</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 上記(1)②の民間事業者の創意工夫の発揮のためには、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめるといふ、いわゆる性能発注の考え方を採ることが必要である。また、提供されるべき公共サービス水準を達成するためのサービスの調達方法・手段については、応募者の創意工夫が阻害されるような条件を排除し、民間事業者の創意工夫に委ねることが適当である。</p> <p>一方で、P F I 事業の対象施設は、公共性が高いものであるため、各施設の用途を踏まえ、災害時の<u>管理者等と民間事業者の役割分担・情報連絡体制等に関する事</u>及び被災者の受入れ等に活用できることや、事前調整の上で公的行事のために活用できることについて<u>募集の際にあらかじめ明示しておく</u>ことが望ましい。[災害対応]</p> <p>なお、発注する性能の具体的要件については、できる限り明</p>	<p>ステップ4. 民間事業者の募集、評価・選定、公表</p> <p>4-1 民間事業者の募集、評価・選定</p> <p>（基本的な考え方）</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 上記(1)②の民間事業者の創意工夫の発揮のためには、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめるといふ、いわゆる性能発注の考え方を採ることが必要である。また、提供されるべき公共サービス水準を達成するためのサービスの調達方法・手段については、応募者の創意工夫が阻害されるような条件を排除し、民間事業者の創意工夫に委ねることが適当である。</p> <p>一方で、P F I 事業の対象施設は、公共性が高いものであるため、各施設の用途を踏まえ、災害時の被災者の受入れ等に活用できることや、事前調整の上で公的行事のために活用できることについて<u>示しておく</u>ことが望ましい。</p> <p>なお、発注する性能の具体的要件については、できる限り明</p>

<p>確に提示し、応募者が共通の理解を得るようになることが重要である。</p> <p>(4)～(10) [略]</p> <p>(会計法令の適用を受ける場合)</p> <p>(11) <u>予定価格を定める際は、賃金の上昇や資機材価格の高騰などを含む市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させることが必要である。[物価変動(予定価格)]</u></p> <p>(12) [略]</p> <p>(審査方法)</p> <p>(13) [略]</p> <p>(民間提案に対する評価)</p> <p>(14)～(18) [略]</p>	<p>確に提示し、応募者が共通の理解を得るようになることが重要である。</p> <p>(4)～(10) [略]</p> <p>(会計法令の適用を受ける場合)</p> <p>[加える。]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(審査方法)</p> <p>(12) [略]</p> <p>(民間提案に対する評価)</p> <p>(13)～(17) [略]</p>
<p>附 則</p> <p>本ガイドラインは、<u>令和6年●月●日</u>から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>本ガイドラインは、<u>令和5年6月2日</u>から施行する。</p>